

廃炉発官R1第123号  
令和元年10月7日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由およびその内容は以下の通り。

- 「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」  
サブドレン他水処理施設の汲み上げ対象ピットの復旧に伴い、下記の通り変更を行う。併せて、工業標準化法の改正に伴う記載の適正化を行う。

## II 特定原子力施設の設計、設備

### 2.6 滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋

#### 添付資料－1

- ・サブドレンピットの復旧に伴うピット配置図の変更

### 2.35 サブドレン他水処理施設

#### 本文

- ・サブドレンピットの復旧に伴うポンプ台数の変更
- ・サブドレンピットの復旧に伴う配管仕様の追加

#### 添付資料－1

- ・サブドレンピットの復旧に伴う系統図の変更

#### 添付資料－4

- ・配管仕様の追加に伴う強度評価結果の変更

#### 添付資料－1 2

- ・サブドレンピットの復旧に伴う確認事項の変更

#### 添付資料－1 3

- ・工業標準化法の改正に伴う記載の適正化

## III 特定原子力施設の保安

### 第3編 (保安に係る補足説明)

#### 1 運転管理に係る補足説明

##### 1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について

- ・サブドレンピットの復旧に伴う記載の変更

#### 2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

##### 2.1 放射性廃棄物等の管理

##### 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理

- ・サブドレンピットの復旧に伴う記載の変更